

第4章 高齢者保健福祉計画

4-1 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも元気で自立した生活を送るためには、町民一人ひとりが生涯にわたって健康づくりに取り組む必要があります。

健康な長寿社会の実現のためには、普段からの生活習慣を見直し予防するための健康教育事業や健康診査の推進充実が必要です。

特に、健康づくりの重要性を認識し若い世代から適度な運動やバランスの良い食生活に心がけるなどの取り組みに向けた事業を推進します。

4-2 地域生活支援体制

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、生活支援サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、次の事業を実施します。

1. 軽度生活援助事業

身体的に不安を抱える一人暮らし高齢者が自立した日常生活の継続が可能となるよう、訪問による健康状態の確認や相談等の軽易な援助を行います。

2. 生活管理指導員派遣事業（ホームヘルプサービス）

要介護状態への進行を防止するために、居宅に生活管理指導員を派遣し、家事援助、身体介護等の生活支援や指導を行います。

3. 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

要介護状態への進行を防止するとともに、家族介護者の介護負担軽減や虐待高齢者への支援のため、特別養護老人ホームの空きベッドにおいて短期間の宿泊を行い、生活習慣の指導及び体調管理を行います。

4. 外出支援サービス事業（移送サービス）

寝たきり等により普通車での外出が困難な高齢者の通院等の外出を援助します。

5. 老人日常生活用具給付等事業

高齢者が安全で快適な日常生活を送ることができるよう、生活支援用具の給付や貸与を行います。

6. 高齢者等住宅設備改造助成事業

高齢者が在宅での生活を営む上で必要な住宅改修に対して助成を行います。

7. 緊急通報システム設置事業

在宅のひとり暮らし高齢者の安全確保と精神的な不安を解消するために、急病や事故等の緊急時に迅速に対応できる通報システムを整備します。

8. 福祉路線除雪事業

ひとり暮らし又は高齢者夫婦世帯等の冬期間における生活を支援するために、町の除雪重機を使って生活路線の除雪を行います。

9. 介護サービス低所得者対策助成事業

低所得世帯の方がサービスを利用しやすい条件とするために、介護保険サービスの利用者負担の一部を助成します。

10. 宅配給食サービス事業

一人暮らし高齢者の在宅生活支援と健康保持を目的として、ボランティアによる給食サービスを行います。

11. 寝たきり高齢者オムツ支給事業

在宅寝たきり高齢者の介護者に対する支援として、紙オムツを支給します。

12. 高齢者あんしんネットワーク会議

関係機関が連携して、高齢者の抱える様々な課題等に対処して、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して生活を続けられるように高齢者やその家族の総合的な支援を行なうために、行政や自治会連合会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉関係事業所、介護保険関係事業所、警察、消防、防犯協会、人権擁護委員を構成団体としたネットワーク会議を開催します。

13. 災害時等高齢者支援事業

災害が発生した場合など、自力での避難、移動が困難な高齢者に対して、要援護者台帳と住宅地図を整備し、関係機関が情報の共有を図ることにより、地域の中で容易に支援が受けられるよう体制を整備します。

1 4. 高齢者消費者被害対策事業

高齢者あんしんネットワーク会議の専門部会として消費者被害対策の取り組みを継続的に行い、被害の防止に向けた情報の提供と周知に努め、関係機関の連携により被害の早期発見、早期対応を図ります。

1 5. 高齢者福祉輸送事業（ふれあいタクシー）

交通不便地域に居住する高齢者の移動手段を確保するため、予約制のタクシーを運行し、通院や日常生活の支援を行ないます。

1 6. 介護輸送運賃助成事業

介護保険制度にて通院の際に車両に乗降するため介助サービスを必要とする利用者に対して、その輸送に係る運賃を助成することで利用者の負担を軽減し、自立した生活を確保するための支援を行ないます。

1 7. あんしんQRカード事業

常に携帯が可能な情報認識カードを作成することにより、緊急時に自分の情報をいち早く知ってもらい救急医療や家族への連絡を容易にすることを可能にして、認知症徘徊高齢者をはじめとする地域高齢者が安全で安心して生活できる見守り体制を確立します。

4－3 認知症高齢者支援対策

1. 認知症理解支援教育の推進

高齢化が進む状況にあつて認知症は今後も増加する事が予想され、老後の最大の不安であるともいわれます。

認知症は本人の自覚がないだけでなく、周囲からの病状の確認にも時間を要する病気で、症状改善の可能性が低く、かつ、介護する家族の精神的、身体的な負担が大きいのが特徴です。

このために、誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症本人や介護者に対する理解と地域全体での支援体制を充実し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく取り組みを推進します。

※「認知症を知り地域をつくる10ヵ年構想」目標年度：平成26年度

2. 徘徊高齢者家族支援サービス事業

介護者の精神的及び経済的な負担を軽減し、徘徊時における徘徊高齢者の早期発見及び安全の確保を図ります。

4－4 高齢者の積極的な社会参加

高齢者がいつまでもいきいきと暮らし続けるためには、趣味や生き甲斐を持ち、地域との関わりを持ち続け学習活動に取り組むなど、社会性のある前向きな気持ちを持った生き方を続けることが必要です。

このために、今までの豊かな経験を生かした知識の伝承やボランティア活動など、身近な生活圏域内での活動の場を創出し、高齢者が社会的役割を担うことのできる地域ネットワークづくりを支援していきます。

4－5 高齢者の権利擁護

1. 高齢者虐待対策の推進

(1) 高齢者虐待の予防

介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的、心理的な虐待、介護や世話の放棄・放任などの高齢者虐待が問題になっています。

このため、介護知識や認知症に対する正しい理解にあわせて、介護保険制度の利用促進や介護者の負担軽減制度の周知徹底を図ります。

(2) 早期発見・早期対応

高齢者への虐待は介護の過重な負担による疲労の蓄積や、男性介護者の介護認識不足などが発生要因としてあげられます。

虐待は家庭内で発生する事例が多く表面化しにくい特徴がありますが、在宅寝たきり高齢者の的確な把握や実態調査を進め、問題が深刻化する前に介護者や家族への支援を行うために、地域包括支援センターを中心として関係機関及び地域との連携強化を図ります。

2. 成年後見制度等活用の推進

認知症等により判断能力が減退し福祉サービスの利用や生活の維持に支援が必要な高齢者が増加しています。

また、親類と疎遠であったり、扶養義務者が存在しない高齢者も発生してきており、成年後見制度を利用して権利擁護を図るための体制の整備が必要になっています。

このため、成年後見制度利用に向けた体制の整備、申立て対象者の把握や継続的な実態把握を行います。

さらに、低所得者の制度利用を推進するために、費用負担の軽減に向けた制度の確立を図ります。

4-6 高齢者福祉施設

高齢者人口の増加にともない、今後も高齢者世帯及び一人暮らし高齢者が増加することが見込まれることから、安全で安心して生活できる居住環境整備を図ります。

第38表【施設等サービスの見込】

施設名	単位	H24	H25	H26
養護老人ホーム	措置者数(人)	3	3	3
軽費老人ホーム (ケアハウス)	利用者数(人)	50	50	50
	箇所数	1	1	1
	定員数(人)	50	50	50
老人アパート	箇所数	1	1	1
生活支援ハウス	箇所数	-	-	-
老人福祉センター	箇所数	1	1	1
在宅介護支援センター	箇所数	1	1	1